

社会福祉法人悠定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する事を目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービスセンターの経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人 悠という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手として相応しい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東 312 番地に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の定数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 六名
 - (2) 監事 二名
- 2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事の内に一名を超えてはならず、監事の内にこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第六条 役員任期は二年とする。但し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第七条 理事は、評議員における選任を経て、理事総数の三分の二以上の同意を得た上で、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第八条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。但し、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、予め書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第一〇条 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長が予め指名する他の理事が順次に理事長の職務を代理する。

河田 幸男 加藤 芳文

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第一一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び愛知県知事に報告するものとする。

3 監事は、前項に定める他、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第一二条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第三章 資産及び会計

(資産の区分)

第一三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 100万円

(2) 土地 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東 312 番 宅地 1,027.00 平方メートル

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東 314 番 宅地 506.00 平方メートル

愛知県小牧市大字入鹿出新田字郷中 539 番 1 宅地 350.67 平方メートル

愛知県小牧市大字入鹿出新田字郷中 540 番 宅地 710.74 平方メートル

愛知県小牧市大字入鹿出新田字郷中 541 番 宅地 710.74 平方メートル

(3) 建物 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東 312 番地、311 番地、314 番地 に所在する
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 1,098.68 平方メートル

愛知県小牧市大字入鹿出新田字郷中 539 番地 1、540 番地、541 番地 に所在する
る

木造合金メッキ鋼板ぶき二階建 1 階 747.15 平方メートル

2 階 723.34 平方メートル

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、愛知県知事の承認を得なければならない。但し、次の各号に掲げる場合には、愛知県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第一五条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第一六条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第一七条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(決算)

第一八条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。但し、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第一九条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第二〇条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものの他、理事会において定める経理諸規程により処理する。

(臨機の措置)

第二一条 予算をもって定めるものの他、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第四章 解散及び合併

(解散)

第二二条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第二三条 解散（合併又は破算による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人の内から選出されたものに帰属する。

(合併)

第二四条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、愛知県知事の認可を受けなければならない。

(定款の変更)

第二五条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、愛知県知事の認可（社会福祉法第四三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を愛知県知事に届け出なければならない。

第五章 公告の方法その他

(公告の方法)

第二六条 この法人の公告は、社会福祉法人悠の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第二七条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。但し、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 安田 芳彦
理 事 安田 雅美
 " 河田 幸男
 " 加藤 芳文
 " 森島 勝美
 " 吉田 真一郎
監 事 平松 隆男
 " 前田 憲昭

平成 22 年 12 月 15 日

平成 23 年 3 月 24 日 変更

平成 23 年 5 月 27 日 変更

平成 24 年 5 月 17 日 変更

平成 24 年 12 月 6 日 変更

平成 26 年 5 月 1 日 変更

定款第九条に定める日常の業務としての理事長の専決事項

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 債務の免除・効力の変更の内、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- 10 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- 11 寄附金の受入れに関する決定
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

一般・人事に関する事案			
事案／専決者区分		理事長専決事項	施設長専決事項
1	法人業務の基本に関する事	○	—
2	理事会の招集及び議案の提出に関する事	○	—
3	規程、規則等の制定・改廃に関する事	○	—
4	予算の編成及び決算の調整に関する事	○	—
5	予算の流用、予備費の支出に関する事	○	—
6	設備資金の借入に係る契約で予算の範囲内のもの	○	—
7	公示・公告に関する事	○	—
8	寄附金の募集及び受領に関する事	○	—
9	訴訟に関する事	○	—
10	債権の免除・効力の変更に関する事	○	—
11	法人の組織及び権限に関する事	○	—
12	職員の任免（施設長を除く）に関する事	○	—
13	職員の配置に関する事	○	—
14	職員の初任給に関する事	○	—
15	職員の昇給に関する事	○	—
16	職員の職務任免に関する事	○	—
17	職員の休職、復職、退職に関する事	○	—
18	職員の表彰、制裁、解雇に関する事	○	—
19	職員の人事記録及び身分証明に関する事	○	—
20	役員研修に関する事	○	—
21	金融機関を指定すること	○	—
22	事業及び予算の執行	○	—
23	官公庁に対する許認可申請及び届出に関する事	○	—
24	諸証明に関する事	○	—
25	職員の施設内配置に関する事	—	○
26	職員の休暇、欠勤、職務免除等に関する事	—	○
27	職員の時間外勤務命令に関する事	—	○
28	職員の出張に関する事	—	○
29	職員の育児・介護休業等に関する事	—	○
30	職員の扶養、通勤手当等諸手当に関する事	—	○
31	職員の健康診断の実施に関する事	—	○
32	被服貸与等に関する事	—	○
33	入居者の日常の処遇に関する事	—	○
34	入居者の預り金の日常の管理に関する事	—	○

35	施設・設備の保守管理、物品の修理等に関すること	—	○
36	薬品、給食材料の処分に関すること	—	○
37	自動車の運行管理に関すること	—	○
38	職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること	—	○
39	職員の研修に関すること	—	○
※専決事項の内、法人運営に重大な影響があるものを除く。			
収入に関する事案			
事案／専決者区分		理事長専決事項	施設長専決事項
1	委託費及び補助金に関すること	○	
2	過誤返納の充当又は還付に関すること	—	○
3	繰越金及び繰入金に関すること	○	—
4	受贈の承認、寄附金に関すること	○	—
5	その他の収入に関すること	—	○
支出に関する事案			
事案／専決者区分		理事長専決事項	施設長専決事項
1	物品の購入及び売却又は廃棄に関すること	100 万以上 500 万未満	100 万未満
2	請負又は委託に関すること	100 万以上 1,000 万未満	100 万未満
3	報酬、給与、旅費、賃金、日用品等定期的支出に関すること	—	○
4	分担金、負担金に関すること	○	—
5	予算外の緊急を要する物品の購入等	○	—